

綾部市高齢者等訪問理美容サービス事業

理容院や美容院に出向くことが困難な高齢者（おおむね60歳）や重度の身体障害者の方が、自宅や病院、老人福祉施設又は介護保険施設で理美容サービスを受けることができます。

○対象者

市内に住所を有する高齢者（おおむね60歳）、及び重度の身体障害者で理美容院に出向くことが困難な方。

※ 要介護度、身体障害者手帳などを確認させていただきます。

○訪問先

- ・市内の居宅
- ・入院の場合は、市内の病院
- ・老人福祉施設、又は介護保険施設

○内 容

- 1 出張に係る経費を利用券により、年度内4回まで（10月以降の申請者は2回まで）市が負担します。
- 2 理美容に係る実費は、利用者で負担いただきます。
- 3 利用にあたっては、利用券交付時にお渡しします事業者名簿に掲載されている理美容院に直接連絡し、日程を決めてください。

○申 請

別紙申請書を提出してください。利用決定後、利用券を送付いたします。
2年目以降は継続し、年度当初に送付する予定です。

○お問い合わせ

綾部市役所 高齢者支援課
高齢者福祉担当 ☎42-4259（直通）

